

資料－3

令和5年2月22日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

うみがめの採捕についての指示について（協議）

うみぬま委員会指新 牌照表

更 新 (案)	現 行	備 考
<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>4-3号</u></p> <p>奄美大島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p><u>令和 年 月 日</u></p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <p>1～9 (省略)</p> <p>(指示の有効期間) 10 この指示の有効期間は、<u>令和5年4月1日から令和8年3月31日まで</u>とする。</p>	<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>1-4号</u></p> <p>奄美大島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p><u>令和2年3月17日</u></p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <p>1～9 (省略)</p> <p>(指示の有効期間) 10 この指示の有効期間は、<u>令和2年4月1日から令和5年3月31日まで</u>とする。</p>	<p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会指示の期限到来に伴う指示更新 ・指示番号の改正 <p>・指示年月日の改正 <p>・有効期間の改正</p> </p>

う め が 承 新 領 新 婦 照 表

更 新 () 案	現 行	備 考
<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-3号（以下「委員会指示」という。）に基づきうみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。</p> <p>（第1～9 略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。</p>	<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第1-4号（以下「委員会指示」という。）に基づきうみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。</p> <p>（第1～9 略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、令和5年3月31日限りその効力を失う。</p>	<p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会指示を更新するに伴う改正 ・ 指示番号の改正 <p>・ 施行日及び効日の改正</p>

う み が め が 承 新 認 扱 験 領 新 婦 照 表

更 新 () 案	現 行	備 考
<p>(別記第1号様式)</p> <p>うみがめ (の卵) 採捕承認申請書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p>住所 氏名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-3号第2項の規定により、うみがめ (の卵) 採捕の承認を受けたので、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 採捕の目的 2 採捕の区域 3 採捕の期間 4 採捕の予定数 5 使用する船舶</p> <p>アオウミガメ 他、アカウミガメ 亀、タイマイ 亀</p> <p>(1) 船 名 (2) 漁船登録番号 (3) 総 ト ン 数 (4) 推進機関の種類 及び馬力数</p> <p>注1) うみがめの卵の採捕の承認にあっては、「採捕予定数」は「○○個」と記載する。 注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> <p>(第2号様式～第5号様式 略)</p>	<p>(別記第1号様式)</p> <p>うみがめ (の卵) 採捕承認申請書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p>住所 氏名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第1-3号第2項の規定により、うみがめ (の卵) 採捕の承認を受けたので、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 採捕の目的 2 採捕の区域 3 採捕の期間 4 採捕の予定数 5 使用する船舶</p> <p>アオウミガメ 他、アカウミガメ 亀、タイマイ 亀</p> <p>(1) 船 名 (2) 漁船登録番号 (3) 総 ト ン 数 (4) 推進機関の種類 及び馬力数</p> <p>注1) うみがめの卵の採捕の承認にあっては、「採捕予定数」は「○○個」と記載する。 注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> <p>(第2号様式～第5号様式 略)</p>	<p>・ 指示番号の改正</p>

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-3号

奄美大島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

（定義）

1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。

（採捕等の制限）

2 奄美大島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

(1) 試験研究の用に供しようとする者

(2) 増殖の用に供しようとする者

(3) その他委員会が特に認める者

（採捕期間の制限）

3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。

（雌のうみがめの採捕の禁止）

4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめを採捕してはならない。

（承認証の交付）

5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。

（承認証の携帯）

6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。

（承認の取消し）

7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。

（取扱要領）

8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。

（所持又は販売の禁止）

9 2の承認を受けずに採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。

（指示の有効期間）

10 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領

奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-3号（以下「委員会指示」という。）に基づくうみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。

（承認の申請）

第1 委員会指示の2の規定により、うみがめ（うみがめの卵を含む。以下同じ。）の採捕の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、うみがめ（の卵）採捕承認申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属する漁業協同組合の代表理事組合長の意見書
- (4) 漁業協同組合の組合員以外の者にあっては、申請者の居住する市町村の長の意見書
- (5) 印鑑証明書
- (6) その他委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、委員会が別に定める期日とする。

（承認基準）

第2 委員会指示の2の(3)のその他委員会が特に認める者とは、申請者自らがうみがめを採捕し、はく製等を販売して生計を立てているものに限る。

（承認証）

第3 委員会指示の5の承認証は、別記第2号様式によるものとする。

（承認の有効期間）

第4 採捕の承認の有効期間は、当該採捕の承認の日から当該採捕の承認の日の属する年度の末日までとする。

（うみがめの承認数）

第5 採捕の承認に係るうみがめの採捕の予定数の総数は、単年度ごとに委員会が別に定める数以下とする。

（承認内容の変更）

第6 採捕の承認を受けた者が、当該承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめうみがめ（の卵）採捕承認証書換え申請書（別記第3号様式）により、委員会に再交付を申請しなければならない。

（承認証の再交付）

第7 採捕の承認を受けた者は、うみがめ（の卵）採捕承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにその理由を付してうみがめ（の卵）採捕承認証再交付申請書（別記第4号様式）により、委員会に再交付を申請しなければならない。

（報告書の提出）

第8 採捕の承認を受けた者は、有効期間の終了後又は承認を受けた採捕の予定数に到達後速やかにうみがめ（の卵）採捕報告書（別記第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

（要領の改正）

第9 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。

(別記第1号様式)

うみがめ (の卵) 採捕承認申請書	
令和 年 月 日	
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿	住 所
	氏 名 印
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-3号第2項の規定により、うみがめ (の卵) 採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。	
記	
1 採捕の目的	
2 採捕の区域	
3 採捕の期間	
4 採捕の予定数	アオウミガメ 亀, アカウミガメ 亀, タイマイ 亀
5 使用する船舶	
(1) 船 名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総 ト ン 数	
(4) 推進機関の種類及び馬力数	

注1) うみがめの卵の採捕の承認にあつては、「採捕予定数」は「〇〇個」と記載する。

注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第2号様式)

奄海委第 号	
うみがめ (の卵) 採捕承認証	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
1 採捕の区域	
2 採捕の期間	
3 採捕の亀数	アオウミガメ 亀, アカウミガメ 亀, タイマイ 亀 ^{*1}
4 使用する船舶	
(1) 船 名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総 ト ン 数	
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
5 有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
6 制限又は条件	
令和 年 月 日	奄美大島海区漁業調整委員会 会 長 ○ ○ ○ ○ 印

注1) *1は、うみがめの卵は除く。

注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第3号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認証書換え申請書		
令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
うみがめ（の卵）の採捕承認証の書換えを受けたいので、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領第6の規定により、下記のとおり申請します。		
記		
書換えを受けようとする項目	現在の記載内容	書換え後の記載内容

注1) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第4号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認証再交付申請書		
令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
うみがめ（の卵）採捕承認証を亡失（き損）したので、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領第7の規定により、下記のとおり再交付を申請します。		
記		
1 承認番号		
2 承認年月日		
3 亡失（き損）の理由		

注1) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第5号様式)

うみがめ(の卵)採捕報告書

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

承認番号
承認年月日

月	うみがめの種類			合 計	卵 数	備 考
	アオウミガメ	アカウミガメ	タイマイ			
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
計						

注1) 備考欄には、卵の種類が判別可能なものについては種名を記載。

注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

うみがめ採捕承認実績（奄美大島海区：H4～R3）

採捕期間	アオウミガメ		アカウミガメ		タイマイ		合 計	
	承認	実績	承認	実績	承認	実績	承認	実績
H 4. 5. 1～H 5. 3. 31	3 0	1 1	—	—	5 0	4 8	8 0	5 9
H 5. 4. 1～H 6. 3. 31	3 0	0	—	—	5 0	3 4	8 0	3 4
H 6. 4. 1～H 7. 3. 31	6	4	—	—	5 0	2 2	5 6	2 6
H 7. 4. 1～H 8. 3. 31	6	0	—	—	5 0	4 3	5 6	4 3
H 8. 4. 1～H 9. 3. 31	6	0	—	—	5 0	3 4	5 6	3 4
H 9. 4. 1～H10. 3. 31	6	6	—	—	5 0	4 0	5 6	4 6
H10. 4. 1～H11. 3. 31	6	5	—	—	5 0	3 2	5 6	3 7
H11. 4. 1～H12. 3. 31	6	3	—	—	5 0	4 9	5 6	5 2
H12. 4. 1～H13. 3. 31	6	6	—	—	5 0	5 0	5 6	5 6
H13. 4. 1～H14. 3. 31	6	3	—	—	5 0	4 2	5 6	4 5
H14. 4. 1～H15. 3. 31	6	4	—	—	5 0	4 4	5 6	4 8
H15. 4. 1～H16. 3. 31	6	5	—	—	5 0	4 8	5 6	5 3
H16. 4. 1～H17. 3. 31	6	4	—	—	5 0	4 5	5 6	4 9
H17. 4. 1～H18. 3. 31	6	3	—	—	5 0	4 1	5 6	4 4
H18. 4. 1～H19. 3. 31	6	4	—	—	5 0	4 1	5 6	4 5
H19. 4. 1～H20. 3. 31	6	4	—	—	5 0	4 6	5 6	5 0
H20. 4. 1～H21. 3. 31	6	3	—	—	5 0	3 3	5 6	3 6
H21. 4. 1～H22. 3. 31	6	4	—	—	5 0	3 4	5 6	3 8
H22. 4. 1～H23. 3. 31	6	3	—	—	5 0	3 1	5 6	3 4
H23. 4. 1～H24. 3. 31	6	4	—	—	5 0	2 6	5 6	3 0
H24. 4. 1～H25. 3. 31	6	3	—	—	5 0	1 9	5 6	2 2
H25. 4. 1～H26. 3. 31	6	4	—	—	5 0	2 3	5 6	2 7
H26. 4. 1～H27. 3. 31	6	3	—	—	5 0	2 0	5 6	2 3
H27. 4. 1～H28. 3. 31	6	2	—	—	5 0	1 5	5 6	1 7
H28. 4. 1～H29. 3. 31	6	3	—	—	5 0	9	5 6	1 2
H29. 4. 1～H30. 3. 31	6	1	—	—	5 0	4	5 6	5
H30. 4. 1～H31. 3. 31	3	1	—	—	2 5	3	2 8	4
H31. 4. 1～R 2. 3. 31	3	3	—	—	2 5	3	2 8	6
R 2. 4. 1～R 3. 3. 31	5	0	—	—	1 0	0	1 5	0

※ 平成4年度以降毎年度申請のあった1名からは、令和2年度を最後に申請がなく、奄美大島海区では令和3年度以降実績なし。

（参考：平成6年度に水産庁から本県に対し採捕枠として割り当てられた頭数）

種 類	頭 数
アオウミガメ	6 頭
タイマイ	5 0 頭
合 計	5 6 頭

（各年度あたり）

ウミガメによる漁業被害実態調査とりまとめ結果

調査期間：令和3年度の被害状況（調査実施：令和4年6月～8月）

調査対象：県内沿海42漁協（47地域）

調査方法：調査票への記入後，FAX等により回答

回収率：100%（回答47箇所）

【被害概況】

被害あり：16漁協（R3：20漁協）

被害傾向	{	増加…5漁協（R3：5漁協）
		減少…2漁協（R3：1漁協）
		変化無し…26漁協（R3：9漁協）

【被害発生海域】

錦江湾，薩摩半島南方，大隅南方，熊毛・奄美海域，三島村近海 等

【被害漁業種類】

定置網，養殖（魚類，もずく），刺網，カゴ漁業，アサヒガニかかり網，イカシバ 等

【被害発生時の状況】

- ・網やカゴを損傷する。
- ・イカシバに産卵した卵を食べる
- ・もずく養殖網を引きちぎる
- ・漁獲物を食いちぎる

【混獲の状況】

- ・定置網等へ年10回程度の混獲あり

【意見・要望など】

- ・ウミガメが多くなりすぎているという意見がある。
- ・貝類，藻類，ナマコ類などの減少は，ウミガメによる被害との意見あり
- ・保護するだけが資源管理ではない。

令和4年度漁業被害実態調査 回答状況

● 調査概要

対象期間：令和3年度の被害状況
 調査対象：県内沿海47漁協・支所

(被害の有無) (傾向)
 ※ ○ は被害あり ※ ○ は増加
 ※ × は被害無し ※ △ は変化なし
 ※ - は未回答 ※ × は減少
 ※ - は被害なし。又は回答なし

	被害の有無	傾向
漁協	ウミガメ	ウミガメ
1 東町	×	△
2 北さつま	×	-
3 川内市	×	△
4 甑島	○	△
5 羽島	×	-
6 串木野市	×	△
7 県漁協(串木野市島平)	×	-
8 市来町	×	△
9 江口	×	△
10 阪上町	×	△
11 加世田	-	-
12 笠沙	×	△
13 県漁協(野間池)	×	-
14 坊泊	○	△
15 枕崎市	○	△
16 かい愛い	○	-
17 山川町	×	△
18 指宿	○	△
19 県漁協(喜入町)	×	-
20 谷山	○	×
21 鹿児島市(桜島)	○	-
22 東桜島	×	△
23 十島村	×	-
24 三島村	○	-
25 県漁協(錦海)	×	△
26 錦江	×	△
27 県漁協(福山町)	×	△
28 牛根	×	△
29 垂水市	×	△
30 鹿屋市	×	△
31 県漁協(佐多)	×	-
32 ねじめ	×	△
33 内之浦	○	○
34 高山	×	-
35 東串良	×	-
36 志布志	×	-
37 種子島	○	○
38 南種子	○	○
39 屋久島	×	-
40 奄美	○	○
41 名瀬	○	○
42 宇検村	○	△
43 瀬戸内	○	-
44 豊泉島	×	△
45 とくのしま	×	△
46 沖永良部	×	×
47 与論町	○	△

● 被害の有無

	ウミガメ		
	R3	R2	増減
被害あり	16	20	△ 4
被害なし	30	27	3
不明	0	0	0

● 被害の傾向

	ウミガメ
増加	5
変化なし	24
減少	2

漁業被害実態調査票【ウミガメ】

令和4年8月取りまとめ

漁協名	被害状況	増減傾向	漁業種類	被害魚種	被害割合	年間被害金額(漁獲物)	年間被害金額(漁具)	発生時期	被害発生海域	混獲状況	発生状況	漁業以外の被害
坊泊	有	変わらない	建網	タイ イカ タコ イセエビ イカ 青物類	1割程度 " " " 2~3割程度 "	1万~5万程度	10万円程度	梅雨期	漁業権内全域			
枕崎市	有	変わらない	流し網	イカ	10%			2~4月	奄美海域			
指宿(本所)	有	-	かご網漁業 イカシバ漁業 建網漁業	たこ イカ	かご網10~20個 "	約5万円	約5万円	周年 4月~7月 周年	指宿沖 "			かご網を潰される。 かご網を噛みちぎられる。いかの卵を食い荒らす。
指宿(岩本)	有	増加	イカ業引き網 一本釣り ※イカシバ漁業	アオリイカ	50%	300万円	約50万円	5月~9月	今和泉地先	刺網漁業	年間5~6匹	ウミガメの食害を受け、これを水イカが嫌いイカシバから離れてしまう。また食害の際にイカシバに損傷を与える。網に掛かった際は穴を開けてしまうので網は交換にか後にはまた被害にあっています。
鹿見島市(桜島支所)	有	-	小型定置網	水イカ等 イセエビ カンパチ クロダイ		不詳			南菜沖・東堤防沖	小型定置網	年に数回	
三島村	有	-	刺網			10万		9月~3月	三島村周辺海域	イセエビ刺網漁	-	網の被害
内之浦	有	増加	定置網									
種子島(本所)	有	増加	アサヒカニ漁 定置網	アサヒカニ サバ・カツオ類 タコ・エビ類 ツツブリ・イカ類	1隻 20%~ 5%~	1隻 20万~	1隻 5万~	11月~12月 漁期	熊野・安洲・中山・樽 熊野・浜津脇	定置網	年10回	カニカゴの針金が曲げられたり、網を破られる
種子島(西之表支所)	有	変わらない	刺網漁業	伊勢えび	5%	50万	50万	9月~3月	種子島周辺海域	刺網漁業		
南種子	有	増加	建網	瀬もの類	不明	不明	5~30万	4~6・9~3月	南種子近海	定置網	-	建網・特にカンパチの被害が多い。海難物周辺の網が食いちぎられ損傷している。アサヒカニの食いちぎられ、網の損傷。
名瀬	有	増加	兼殖漁業	モズク	1割未満	10万	10万	養殖期	奄美沿岸	刺し網(各潮流設備内では行われていない)		名瀬近海では増加傾向にあり、和り兼自由漁業での被害は多く報告されているので、観光や保護団体等放し餌もあつたと思つているのも事実です。
宇根村	有	変わらない										
瀬戸内	有	-	兼殖魚類	マダイ等	1割	不明	10万程度	周年	大島海峡			サメ被害同様網に穴を開ける
与論	有	変わらない	兼殖もずく 追込み網 素潜り漁	もずく 目類? 藻類? ナマコ類?	5~10% " " "	20万円 無 " 捕食確認が出来ない	無 10万円	3~6月 周年 周年	兼殖場 漁業権内 漁業権内			水産物の補償確認は、難しいが大抵の漁業者の意見として、貝類、藻類、ナマコ類などの減少は、ウミガメによる被害もあるとの意見です。
笠沙町(瀬脇)	無	変わらない										
瀬脇	無	変わらない										
鹿屋市	無	変わらない										
黒瀬(佐多支所)	無	-										
青山	無	変わらない										
東郷島	無	変わらない										
志布志	無	-										
東町	無	変わらない										
川内	無	変わらない										
龍島	無	変わらない										

鹿児島県におけるウミガメの上陸, 産卵確認回数の推移 (過去15年間)

